

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ワキタ			コード	8125
提出日	2026/4/10	異動(予定)日	2026/5/28		
独立役員届出書の提出理由	2026年5月28日開催予定の第66回定時株主総会終結の時をもって、社外取締役(監査等委員)青木克彦氏が退任し、同総会で新たに社外取締役(監査等委員)林信子氏及び原慶子氏の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	蔵口康裕	社外取締役	○													○		有
2	矢倉昌子	社外取締役	○													○		有
3	林 信子	社外取締役	○													○	新任	有
4	原 慶子	社外取締役	○													○	新任	有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当する事項はありません。	公認会計士としての専門的な知識や豊富な経験を有しており、企業会計分野において有用な助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断し、社外取締役(監査等委員)として選任しております。また、同氏は独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断し、独立役員に指定しました。
2	該当する事項はありません。	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、法務分野での有用な助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断し、社外取締役(監査等委員)として選任しております。また、同氏は独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断し、独立役員に指定しました。
3	該当する事項はありません。	事業会社での取締役の経験から、会社経営に関する有用な助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断し、社外取締役(監査等委員)として選任しております。また、同氏は独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断し、独立役員に指定しました。
4	該当する事項はありません。	事業会社数社での取締役または管理職の経験から、会社経営に関する有用な助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断し、社外取締役(監査等委員)として選任しております。また、同氏は独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断し、独立役員に指定しました。
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券市場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。